

三重県外国人起業活動促進事業に関する Q & A

1. 事業概要について

**Q 1 どのような人が利用できますか？
また、日本語が話せなくても利用できますか？**

三重県内で起業を目指す外国人の方で、1年以内に在留資格「経営・管理」の取得が見込まれる方を対象としております。(令和8年3月31日までは、高等教育機関(三重大学、四日市大学、鈴鹿大学)の大学または大学院を卒業または修了見込の留学生を対象としておりましたが、令和8年4月1日から、対象者の要件を改正しております。)

なお、日本語が話せなくても利用できますが、事前相談や申請内容等の確認、面談等においては日本語での対応となりますので、お手数ですが、通訳していただける方をご用意ください。

Q 2 出入国在留管理局で認定される通常の在留資格「経営・管理」と何が違うのですか？

外国人起業家が国内で事業の経営や、管理を行うためには、在留資格「経営・管理」の認定を受ける必要があります。要件として、日本国内に居住している常勤職員の雇用はじめ、事業所の開設、資本金の額又は出資総額が3,000万円以上であること等の要件を満たす必要があります。

一方、三重県外国人起業活動促進事業では、起業準備活動の開始から1年以内に在留資格「経営・管理」に係る要件を満たすことが見込まれる方について、県が適正な事業計画であるか等の確認を行った上で、出入国在留管理局での審査を経て在留資格「特定活動」を取得することで、県内で起業準備活動を行うことが可能となります。

通常の在留資格「経営・管理」の手続きは、出入国在留管理局で全て対応しますが、三重県外国人起業活動促進事業では、まず三重県に申請書類を提出し、三重県から「起業準備活動計画確認」を受けた後、出入国在留管理局へ在留資格申請を行い、在留資格「特定活動」を取得するという流れです。

Q 3 すでに他の在留資格を持っている外国人が新たに起業する場合、この事業を利用することはできますか？

すでに他の在留資格で日本に在留されている外国人の方も利用できます。

Q 4 新たに始める事業はどのような業種でもいいですか？

事業の対象となるのは、次のいずれかの事業です。

- ・ I o T ・ A I ビジネス
- ・ 食関連ビジネス
- ・ 観光関連産業
- ・ 次世代エネルギー関連産業
- ・ 次世代ヘルスケア関連事業
- ・ 生活関連サービス関連事業
- ・ 貿易関連産業

※三重県産業の振興、ひいては我が国の国際競争力強化と国際的な経済活動の拠点形成につながるような分野を対象としております。

Q 5 起業準備活動計画のどのような点を確認するのですか？起業準備活動計画確認証明書がもらえない場合もあるのですか？

申請された起業準備活動計画書等が、国の告示「外国人起業活動促進事業に関する告示」（平成 30 年経済産業省告示第 256 号）や県の要綱「三重県外国人起業活動促進事業実施要綱」の要件を満たしているか、上陸又は在留資格の変更後 1 年以内（更新時は在留期間の更新後 6 月以内）に在留資格「経営・管理」に係る要件を満たす見込みがあるか等、専門家の意見を聴いた上で確認します。

このため、提出する起業準備活動計画書、あるいは添付書類には、国の告示や県の要綱に基づき、以下のような内容を分かりやすく盛り込んでいただく必要があります。提出書類等から実現性等が十分であると認められない場合は、起業準備活動の確認を行うことはできません。

- ・ どのような事業を行うか？【対象分野、事業内容】
- ・ どこで事業を行うか？【事業実施地域、事業所開設場所】
- ・ どのような準備、活動を経て事業を始めるか？【事業開始までの具体的計画】
- ・ 事業を始めるまで（起業準備活動）にどの程度の資金を要するか？その資金をどうやって調達するか？【必要資金額、資金調達方法】
- ・ （会社を設立する場合は）だれが法人の役員となり、どのような役割を担うか？
【法人役員】
- ・ どの程度の規模の事業を行うか？【事業規模】
- ・ 事業を始めるまで（起業準備活動）の期間の住居は確保されているか？生活するための資金は足りているか？【居住地、生活資金】

Q 6 「起業準備活動計画確認証明書」をもらえば、必ず「経営・管理」の在留資格を

受けることができますか？

三重県が発行した「起業準備活動計画確認証明書」は、出入国在留管理局における審査にあたっての重要資料になりますが、証明書があるからといって確実に在留資格の認定を受けられるとは限りません。

Q 7 申請書の提出は本人でなくてもできますか？

申請書の提出は本人が持参することとしております。ただし、日本語の通訳者等、同伴は可能です。

また、郵送による申請は受け付けておりませんので、ご注意ください。

Q 8 私は三重県内に住み、事業所は三重県外に設ける予定ですが、利用できますか？

本制度は、三重県内で起業準備活動を行い、三重県内に事業所を設けて起業する方を対象としております。このため、事業所を三重県外に設ける予定の場合は対象としておりません。

Q 9 就職経験等はありませんが、申請できますか？

就職経験等の有無は問いませんが、次のいずれかに該当していることが必要です。

- ・ 事業の経営又は管理について1年以上の経験を有していること
→ 登記事項証明書又は海外において登記事項証明書に類する書類等を提出してください。
- ・ 経営管理に関する分野又は申請に係る事業の業務に必要な技術又は知識に係る分野において博士の学位、修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいい、外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有していること
→ 学位証明書等を提出してください。

Q 10 2人以上で共同創業する予定です。どのように申請すればよろしいですか？

在留資格の認定は個別に行われます。一人一人申請書等を作成の上、提出してください。2人以上の共同経営で事業を始められる場合、起業準備活動計画書の「2事業の概要」～「4 開業時の資金計画」等は同一の内容になるかと思われませんが、それぞれが申請関係書類を作成の上で申請していただく必要があります。

Q 1 1 2人以上で起業する予定ですが、経営に携わるのは私だけで、他の人は従業員として勤める予定です。どのように申請すればよろしいですか？

本制度は、新たにご自身で（経営者として）事業を始める方を対象としておりますので、起業メンバーであっても、従業員等は対象外です。「経営に携わる」かどうかは、事業への出資（比率）、事業における役割等で実質的に判断されます。したがって、経営に携わる方のみが申請をしてください。

Q 1 2 本制度で認められた在留期間の間、アルバイトなどで働きながら必要資金を貯めようと考えております。起業準備活動との両立は可能ですか？

この制度で認められる当初1年間（以降、6か月ごとに更新（2回まで））の在留期間は起業準備活動に専念いただくためのものであり、アルバイトなどの就労を行うこと（資格外活動）は認められません。1年間の生活及び起業準備活動に必要な資金をあらかじめ確保したうえで申請をしてください。

2. 申請手続について

Q13 申請書の提出はどこに提出すればよいですか？また、本人以外でも申請は可能でしょうか？

申請書類は、「三重県のホームページ」からダウンロードの上、以下へご提出願います。

申請時は、申請者本人が開庁時間内（午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日、年末年始は休み））に「三重県 雇用経済部 産業イノベーション推進課 技術革新班」へ持参してください。持参された際に本人確認を行うため、郵送等による申請は受け付けておりませんのでご注意ください。

また、三重県では申請者本人のみが申請可能です。本人以外の方の申請は受け付けておりません。

Q14 三重県に申請してから回答が来るまでどのくらいかかりますか？

必要書類が不備なく揃っていれば、1ヶ月程度で、起業準備活動の確認結果を三重県から申請者に対して回答いたします。しかし、書類不備の場合、追加で証明書類等が必要な場合には、さらに時間を必要とすることがあります。

Q15 申請書を提出した後に、住所（あるいは連絡先）、事業内容等を変更することになりました。どうすればよろしいですか？

住所（連絡先）や事業内容等の変更については、至急、ご連絡の上、「変更届出書」とともに、変更した事実がわかる書類をご提出ください。事業内容等の変更については、起業準備活動計画確認証明書を交付してから起業に至るまでの間、1月に1回程度行われる起業準備活動計画の進捗状況確認の際にご説明ください。

Q16 結果はどのように連絡してもらえますか？「起業準備活動計画確認証明書」はどこでもらえますか？

起業準備活動計画の確認の申請が適切で、外国人起業活動促進事業に関する告示第5の6（1）（更新時は（2））に定める要件（以下「当該要件」）をすべて満たしていると認められるときは、「起業準備活動計画確認証明書」の交付を行います。担当者から交付手続の連絡を受けた方は、以下の交付場所へお越しください。郵送による交付は行っておりませんので、ご注意ください。

< 交付場所 >

三重県 雇用経済部 産業イノベーション推進課 技術革新班
三重県津市広明町1-3 三重県庁8階)

なお、申請に不備があるときや当該要件の全部又は一部を満たしていないと認められるときは、「起業準備活動計画確認結果通知書」の交付（郵送）により、起業準備活動計画確認証明書が発行に至らなかったことを通知します。

3. 起業準備活動計画書等の記入について

Q17 書類は自分の国の言語で記入することができますか？ 添付書類（原本）が日本語でない場合、日本語訳をつける必要がありますか？

申請書等はすべて日本語でご記入ください。お名前はアルファベット、漢字又は仮名（ひらがな、カタカナ）表記でお願いします。日本語以外の資料（証明書の写し等）を提出される場合は、日本語訳を添付してください。

Q18 「履歴書」にはいつからの経歴を記入すればよろしいですか？学歴、職歴等が多すぎて入りきらない場合はどうすればよろしいですか？

記載内容については特に制限はありませんが、新しく始められる事業、あるいは起業準備活動の実現性を評価できるような内容、例えば、学校での専攻・研究内容、お仕事での経験や業績等をご記入願います。スペースが足りない場合は、ダウンロードされた様式の行を挿入したり、紙を追加したりしていただいても結構です。

Q19 これから行う事業の全体像が固まっていません。記入できないところは空欄のままでもよろしいですか？

起業準備活動計画書には、ある程度の裏付けをもって、今後実現、実施することが可能な内容を記述していただきます。実現可能性がない、あるいは可能性がかなり低いものは記入しないでください。どうしても記入できない項目は空欄でも結構ですが、計画書の記載内容をもって実現性があるかどうかを判断しますので、空欄が多くなる場合は、時間をかけて事業計画を検討された後に申請されることをお勧めします。

Q20 起業準備活動計画書（様式第1号の2）の「1 申請人の概要（2）事業における申請人の役職・役割」にはどのようなことを書けばよいのですか？

実質的に一人で起業される場合（100%出資の場合等）は、「代表取締役」、「経営全般」、「代表者として事業全体を統括する」といった記述になるかと思います。他の外国人と共同で起業（申請）される場合、あるいは、他に日本人経営者がいる場合などは、事業におけるご自身の具体的な役割、例えば、「営業担当副社長として〇〇地域への販売に責任を持つ」、「取締役として〇〇プロジェクトの企画、開発、生産を統括する」、「財務責任者として資金調達、財務管理を担当する」といった説明をお願いします。

Q 2 1 起業準備活動計画書（様式第1号の2）の「1 申請人の概要（3）起業の背景となる資格、職歴、特殊技能、保有する知的財産権など」にはどのようなことを書けばよいのですか？

起業準備活動計画書の確認においては、申請者が起業準備活動を経て実際に要件を満たす規模の事業を始めることが可能か、その実現性に主眼をおいた評価を行います。

これから始めようとする事業に有利に働く資格、経験、技能等をお持ちの場合は実現性が高まると考えられます。国家資格等の他にも、例えば、「大学で〇〇を専攻し、特に、〇〇の研究を重ねた」、「〇〇業界の大手企業〇〇、●●等に◆◆商品の販路を開拓した」といった経歴も記載すれば有効かと思われまます。

Q 2 2 起業準備活動計画書（様式第1号の2）の「1 申請人の概要（5）起業の予定」で、私は会社を作らないで事業を始める予定です。「ア 開業予定日」や「オ 資本金・出資総額」には何を記入すればよろしいですか？

一般に、株式会社等の法人で事業を始める場合は法人の設立登記日、法人を作らずに個人事業で始める場合は（税務署に提出する）開業届に記載された開業日をもって開業日とします。

また、初めて売上が計上した日をもって開業とする考え方もあります。個人事業主の場合は、資本金に替えて、事業を始めるために特に用意された事業資金の額を資本金・出資総額の欄に記入してください。

Q 2 3 起業準備活動計画書（様式第1号の2）の「2 事業の概要」で要求されている、販売先、販売単価、原価の内訳などについて、具体的に内容、金額（レベル）が思いつきません。どうすればよろしいですか？

新たに事業を始める際には、多くの資金、多大な労力が必要になるとともに、失敗のリスクも小さくはありません。十分検討の上、ご自分が得意とする分野で十分な見識を持ち、具体的な事業のイメージが確立されてから申請されることをお勧めします。

Q 2 4 将来どのくらい売上が上がるか、どのくらい費用がかかるかよく分かりません。起業準備活動計画書（様式第1号の2）の「3 利益計画」はどうやって書けばよいのですか？また、売上や費用の内訳はどのような科目を入れればよいのですか？

将来の売上や費用を予想することは難しいかと思えます。しかし、事業の持続可能性を判断し、Q 5に記載した起業準備活動計画の確認のポイントをチェックするためには不可

欠なものですので、ある程度の根拠を踏まえて、想定している事業や顧客の性質（例えば、平均単価、顧客数）に即した数字を入れてください。どうしても記入が難しい場合は省略しても可能ですが、起業準備活動計画の確認に影響する場合がありますので、できる限り記入をお願いします。

売上や費用の内訳は代表的なもの（金額が大きいもの、事業の特性を示すものなど）をご記入いただき、それ以外は「その他」として、まとめていただいても結構です。一般には、売上は製品・サービスの種類、あるいは販売先ごとに内訳を出すことが多く、売上原価には材料費、外注費、労務費（生産を担当する人の人件費）、販売費及び一般管理費には、人件費（間接部門の人件費）、家賃や賃借料、販売関係費用（広告費、通信費、旅費、送料等）等があります。営業損益から、支払利子、特別損失、法人税等を差し引くと税引後当期損益が出ます。

**Q 2 5 起業準備活動計画書（様式第1号の3）の「4 開業時の資金計画」には何を
書けばよいのですか？「3 利益計画」と何が違うのですか？**

一般には、資金計画は事業に要する資金をどのように調達・運用するかを示すもの、利益計画は売上から費用を差し引いてどれだけ利益（損失）が出るかを示すものです。特に「4 開業時の資金計画」では、1年（更新時は最長2年）の準備（起業準備活動）を踏まえて、開業する際に必要となる資金とその調達方法・返済方法を記入していただくことで、申請人が在留資格の要件を満たす規模の事業を始める実現性を評価する資料となります。

必要な資金としては、例えば店舗の保証金や内装工事費、機械装置や器具備品などの設備資金と仕入や経費の支払代金などの運転資金を、調達の方法としては、自己資金のほか、銀行等金融機関からの借入れや親族等からの借入れなどを記入し、必要な資金と調達の方法のそれぞれの合計額が一致するように作成してください。

**Q 2 6 本制度で認められた在留期間の間に日本で働いて、事業を始めるために必要な
資金を貯めるつもりです。その場合でも資金の調達方法等を記述する必要があります
か？**

この制度で認められる最長1年（更新時は最長2年）間の在留資格は起業準備活動を行っていただくためのものであり、就労を行うこと（資格外活動）は認められません。1年間の生活及び起業準備活動に必要な資金があらかじめ確保されていない場合は、起業準備活動計画の確認が困難になると考えられます。

Q 2 7 起業準備活動の工程表（様式第 1 号の 3）は漠然としていて何を書けばよいのかよく分かりません。記入する上でのポイントは何か？

法人設立等の事務的手続き（定款作成、資本金払込、設立登記、許認可取得等）、経営幹部や従業員の雇入れ、製品やサービスの準備、販売先や取引先との関係作り、資金手当てなどの面で、事業を開始するまでにやるべきことを、段階を追って整理して記入してください。

Q 5 に記載した起業準備活動計画の確認のポイントが分かるように留意してください。特に、各段階でどの程度の資金が必要であり、どうやってその資金を調達するか、現実に即した内容を記入していただく必要があります。

Q 2 8 私は、すぐにでも開業する予定です。その場合でも、起業準備活動の工程表（様式第 1 号の 3）に 1 年分の予定を書く必要がありますか？

その場合、開業後については、開始した事業の事業展開（販売活動、生産活動等）、売上や資金調達等の計画についてご記入ください。

4. その他

Q 2 9 私はこれまで印章を使ったことがありません。日本では私の名前の印章を作るには時間がかかると思いますが、書類には必ず押印しなければなりませんか？

印章を使う習慣のない国等のご出身や印章の入手が困難な方は、印章に代えて署名（サイン）を使うこともできます。原則として、署名は旅券（パスポート）と同じものをお使いください。

Q 3 0 様式第 1 号の添付資料に記載されている「上陸後又は在留資格の変更後一年間における申請人の滞在費及び起業活動の継続が困難となった際に帰国する旅費を明らかにする書類」とは具体的にはどのようなものですか？

申請人の通帳の写し等、申請人の資金状況の分かる書類が該当します。

申請人の「起業準備活動期間中の滞在費」（1 年分の生活費用）及び「起業活動の継続が困難となった際に帰国する旅費」（本国までの片道航空券相当）については、申請人が予め費用を確保した上で申請し、かつ、その後も確保を継続しておく必要があります。

また、在留資格「特定活動」の更新申請時には、「起業準備活動期間中の滞在費」（6 か月分の生活費用）及び「起業活動の継続が困難となった際に帰国する旅費」（本国までの片道航空券相当）を予め確保した上で申請するようお願いします。

申請時及び起業準備活動計画の進捗状況確認時等において、三重県が申請人の資金状況を確認させていただきますので、予め滞在費や帰国旅費を確保の上、入金された状況の分かる書類のご提出をお願いします。

Q 3 1 様式第 1 号の添付資料に記載されている「その他知事が必要とする書類」とは具体的にはどのようなものですか？

三重県が起業準備活動計画の確認を行う際、参考となる資料（これから開始する事業（会社）のパンフレット、製品（サービス）説明書、（潜在）顧客との契約書、ご自身の経歴や業績を証明する資料）が該当します。該当資料があれば、提出してください。

Q 3 2 県から交付される「起業準備活動計画確認証明書」に有効期間はありますか？

有効期間は 3 月です。有効期間内に所定の添付資料とともに、名古屋出入国在留管理局もしくは同管理局四日市港出張所に提出し、在留資格認定証明書交付申請（変更許可申請）を行う必要があります。

Q 3 3 本制度で在留資格「特定活動」を取得した後も起業準備活動計画の進捗状況の確認を受けることとなっていますが、具体的にはどのようなことを確認されるのですか？

1月に1回程度、起業準備活動計画の進捗状況を確認することとしております。原則として、県の担当者が、事業所あるいはお住まいを訪問、もしくは申請人が三重県庁に来庁するなど、面談により起業準備活動の状況についてお話を伺うとともに、起業準備活動計画書に記載された計画と実際の活動状況を比較します。また、資金繰りの状況等を確認するため、預貯金通帳等の閲覧をお願いすることもあります。

これらの調査については、起業準備活動計画の確認の申請時に、協力する旨の同意を前提として行われます（記名・押印又は署名した「誓約書」を提出していただきます）。

Q 3 4 最初の1年の在留期間満了後も引き続き起業準備活動を行いたいのですが、どのようにすればいいですか？

在留期間の更新を希望する場合は、在留期間の満了する概ね3月前から満了する時まで、名古屋出入国在留管理局もしくは同管理局四日市港出張所において、在留期間更新許可申請の手続きを行う必要があります。

申請手続きには県の起業準備活動計画確認証明書（更新用）が必要となりますので、まずは県に起業準備活動計画確認申請書（更新用）を提出してください。

なお、申請書を受理してから起業準備活動計画確認証明書（更新用）の交付までには1ヶ月程度かかりますので、余裕を持って提出をお願いします。

Q 3 5 在留資格「特定活動」の在留期間満了（最長2年）を迎えたとき、どのような手続が必要ですか？

在留資格「特定活動」の在留期間満了後、引き続き国内に在留し、事業の経営を行う場合には、名古屋出入国在留管理局もしくは同管理局四日市港出張所において、在留資格「経営・管理」への在留資格変更に係る手続きを行ってください。

なお、在留期間中、起業準備活動の継続が困難となった場合や、「経営・管理」の在留期間の更新等が認められなかった場合には、本国に帰国することになります。帰国旅費（本国までの片道航空券相当）については、事業資金とは別に確保してください。

Q 3 6 経営計画や販売戦略について相談したいのですが、相談窓口はありますか？

三重県よろず支援拠点（三重県産業支援センター）において、起業準備を進める際の各種相談に対応しています（日本語で対応します）。

【ホームページリンク先】

<https://mie-yorozushien.go.jp/>

起業準備活動計画確認申請書の申請窓口（三重県 雇用経済部 産業イノベーション推進課 技術革新班）からつなぐこともできますのでご相談ください。

Q 3 7 資金計画や融資相談について相談したいのですが、相談窓口はありますか？

日本政策金融公庫や三重県信用保証協会において、起業準備を進める際の資金計画や融資相談等の各種相談に対応しています（日本語で対応します）。

【ホームページリンク先】

- ・ 日本政策金融公庫 <https://www.jfc.go.jp/n/finance/sougyou/index.html>
- ・ 三重県信用保証協会 <https://www.cgc-mie.or.jp/keieishien/sogyo>

起業準備活動計画確認申請書の申請窓口（三重県雇用経済部 産業イノベーション推進課 技術革新班）からつなぐこともできますのでご相談ください。なお、起業準備活動期間中の融資については、原則として認められませんのでご注意ください。

Q 3 8 住居について、どこか紹介してもらえますか？

住居については、入居条件にあてはまれば、「三重県居住支援連絡会」において、高齢者、障がい者、外国人など住居確保が難しい方に対する相談や物件紹介を行います。

【ホームページリンク先】

<http://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/46339031389.htm>

Q 3 9 三重県で生活するにあたってわからないことがあるのですが、相談できる場所はありますか。

令和元（2019）年8月1日より、みえ外国人相談サポートセンター「MieCo（みえ

こ)」が設置され、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に関わる事柄について情報提供や関係機関への取次ぎを行っています。

【相談先】

対面相談：公益財団法人 三重県国際交流財団（津市羽所町700 アスト津3階）

電話相談：080-3300-8077

受付時間：毎週月曜日から金曜日、9時から16時まで

（土日祝、年末年始を除く）